

**磐田市情報公開条例の一部改正（案）についての
意見募集（パブリックコメント）資料**

平成27年8月

磐田市 企画部 広報広聴課 市民相談センター

1 条例改正の背景

磐田市では、磐田市情報公開条例（平成17年条例第25号。以下「条例」という。）を制定し、公文書の公開について定めています。

社会情勢の変化から、本来の趣旨とは異なる手段により、公文書に記載されている公開すべきでない非公開情報を、間接的に公開しようとする請求への対応が全国的な課題となっています。

このようなことから、公文書の存在の応答方法について新たに規定する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 条例の一部改正（案）

（公開をしないことができる公文書）

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合は、当該公文書の公開をしないことができる。

(1)～(8) 略

（公文書の一部公開等）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、非公開部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前条の規定にかかわらず、当該非公開部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

2 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、期間の経過により、公文書に記録されている情報が前条各号のいずれにも該当しなくなったときは、公文書の公開をするものとする。

（解説）下線部の追加...第9条

下線部の置換...第10条第1項、第10条第2項

情報公開制度は実施機関が保有する公文書を公開することが原則ですが、条例第9条にて「公開をしないことができる公文書」を定めています。これらを「非公開情報」として略称規定に設定するものです。

（公文書の存否に関する情報）

第10条の2 実施機関は、公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（解説）新設条項

条例第9条に規定する「公開をしないことができる公文書」には「個人に関する情報」が含まれており、通常であれば公開されることはありません。

また、公文書の公開にあたっては、公開の是非について請求理由により変わることはありません。このため、誰がどのような理由で公開請求しても、原則として、その結果は同じとなります。

しかし、「A氏の生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する各種扶助受給記録」についての公開請求を行った場合、現行条例では、

該当する情報がないため「却下」の決定（A氏が各種扶助を受給していない場合）をするか、該当する情報があるが、公開すると条例第9条第2号に規定する「個人に関する情報」に抵触するため「非公開」の決定（A氏が各種扶助を受給している場合）をするかのどちらかになります。すると、「却下」の決定の場合は「受給していない」と、「非公開」の決定の場合は「受給している」と知らせてしまうことになります。

このような場合に、その情報の存在を明らかにしないで、請求を拒否することを可能とするものです。

用語解説

実施機関...条例第2条第1号に規定している「市長（市長部局）」、「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「公平委員会」、「監査委員」、「農業委員会」、「固定資産評価審査委員会」、「病院事業管理者（市立総合病院）」、「消防長（消防本部）」及び「議会（市議会）」を指し、市の組織はこのいずれかに該当します。

却下...「不存在の公文書」「法令に閲覧の定めがある情報」「一般の利用に供することを目的として管理されている図書、刊行物等に記録されている自己情報」の場合に「却下」と決定され、公開請求の対象外とされます。

非公開...情報が存在するものの、条例第9条にて公開をしないことができるとされている公文書で、次に該当するものが対象です。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個

人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 人の生活又は環境を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

- (4) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 実施機関(市長及び消防長を除く。)、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの(以下「合議制機関等」と総称する。)の会議に係る情報であって、公開することにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの
- (6) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)との間の協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (7) 市の機関又は国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるもの
- (8) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、検査、争訟、許可、試験、入札、交渉、渉外、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

また、条例第10条では、非公開に該当する部分とそれ以外の部分とを容易に分離できるときは、当該非公開部分を除いて「一部公開」として開示するよう規定しています。